

定 款

特定非営利活動法人災害ボランティア支援団体ブンジ

令和 8 年 5 月 13 日

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人災害ボランティア支援団体ブンジという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都国分寺市に置く。

(目的)

第3条 この法人は自然災害で被災した地域住民に対してボランティア活動として災害復旧支援を行う。同時にボランティア活動する人に対して活動しやすいように情報発信や他団体との情報を共有し、安心安全に復旧活動ができるように支援する。さらにその経験を活かし、防災への備えるための教育・啓発・訓練を行い一般市民が安心して生活できる災害に強いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動をう。

- (1) 災害救援活動
- (2) 地域安全活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 被災地のボランティア活動支援事業
- (2) 災害の救援活動事業
- (3) 防災に関する正確な知識を持つための継続的な防災知識の普及事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 家屋等清掃作業
- (2) 防災用品販売

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を2年にわたって納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、任期満了前に、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 17 条 役員が次の各号に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前条の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会 議

(総会の種別)

第 19 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 14 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することできない。

（総会の議決）

第 26 条 総会における議事事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、第 26 条及び第 28 条第 1 項第 2 号の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(総会での議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第31条第2号及び3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事長の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第34条第2項及び第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

（資産の構成）

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

（資産の管理）

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

（会計の原則）

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由より解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の免除)

第 54 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 55 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑 則

(細 則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理事長	中島 厚
副理事長	中島 文美恵
副理事長	津本 光一
理 事	池田 勝
理 事	鳴戸 圭
監 事	樋口 典子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 10 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 4 2 条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 入会金 正会員（個人・団体） 1,000 円 賛助会員（個人・団体） 10,000 円

② 年会費 正会員（個人・団体） 500 円 賛助会員（個人・団体） 1 口 10,000 円

(1 口以上)

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人災害ボランティア支援団体 ブンジ

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

☒以下の役員には、格事由者が含まれません。（法第20条関係）

☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏 名		
1	☒ 理事・ ☒ 監事	ナカジマアツシ 中島 厚	有・ ☒ 無	理事長
2	☒ 理事・ ☒ 監事	ナカジマフミエ 中島 文美恵	有・ ☒ 無	副理事長
3	☒ 理事・ ☒ 監事	ツモトコウイチ 津本 光一	有・ ☒ 無	副理事長
4	☒ 理事・ ☒ 監事	イケダ マサル 池田 勝	有・ ☒ 無	
5	☒ 理事・ ☒ 監事	ナルト ケイ 鳴戸 圭	有・ ☒ 無	
6	理事・ ☒ 監事	ヒグチ ノリコ 樋口 典子	有・ ☒ 無	
7	理事・監事		有・無	
8	理事・監事		有・無	
9	理事・監事		有・無	
10	理事・監事		有・無	

8 年度

事業計画書

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(事業費の総費用【 270 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
被災地のボランティア活動支援事業	ボランティア活動の推進、被災地の復興支援、被災者の生活の安定を図る。被災者の生活の安定を図る。被災者の生活の安定を図る。	及のま 時生活期 害生旧 災び復で。	被災地域	2	被災地域の被災者	40	50
	ボランティア活動の推進、被災地の復興支援、被災者の生活の安定を図る。被災者の生活の安定を図る。被災者の生活の安定を図る。	及のま 時生活期 害生旧 災び復で。	被災地域	2	被災地域の被災者	40	30
災害の救済活動事業	被災者の生活の安定を図る。被災者の生活の安定を図る。被災者の生活の安定を図る。	及のま 時生活期 害生旧 災び復で。	被災地域	5	被災地域の被災者	40	120
	被災者の生活の安定を図る。被災者の生活の安定を図る。被災者の生活の安定を図る。	及のま 時生活期 害生旧 災び復で。	被災地域	1	被災地域の被災者	50	20

[illegible]

(2) その他の事業

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
家屋等清掃作業事業	高齢者などの家屋の片づけ及び清掃作業などをおこなう。	通年	東京都	2	140
防災用品販売事業	災害時に段ボール等再生可能な素材を利用して、簡単に組んで使える災害用携帯トイレなどを販売する。	通年	東京都国分寺市	2	110

事業内容

場所

従事者
人数

事業費
(千円)

家屋等清掃作
業事業

高齢者などの家屋の片づけ及び清掃作業などをおこなう。

通年

東京都

2

140

防災用品販売
事業

災害時に段ボール等再生可能な素材を利用して、簡単に組んで使える災害用携帯トイレなどを販売する。

通年

東京都分市

2

110

事業計画書

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(事業費の総費用【260】千円)

[illegible]

正つた普及
する継続の
知識の知識
に関する知
災にのめ災
防確た防事

(事業費の総費用【 250 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
家屋等清掃作業事業	高齢者などの家屋の片づけ及び清掃作業などをおこなう。	通年	東京都	2	140
防災用品販売事業	災害時に段ボール等再生可能な素材を利用して、簡単に組んで使える災害用携帯トイレなどを販売する。	通年	東京都国分寺市	2	110

8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人災害ボランティア支援団体ブンジ
(単位：円)

科目		特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
		金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
【A】 経 常 収 益						
1 受取会費			15,000		0	15,000
正会員受取会費	15,000					
賛助会員受取会費						
2 受取寄附金			200,000		0	200,000
受取寄附金	200,000					
施設等受入評価益						
3 受取助成金等			0		0	0
受取補助金						
4 事業収益			100,000		300,000	400,000
被災地のボランティア活動支援事業	40,000					
災害の救援活動事業	30,000					
防災に関する正確な知識を持つための継続的な防災知識の普及事業	30,000					
家屋等清掃作業				250,000		
防災用品販売				50,000		
5 その他の収益			0		0	0
受取利息						
経 常 収 益 計			315,000		300,000	615,000
【B】 経 常 費 用						
1 事業費						
(1) 人件費			0		190,000	190,000
給料手当				190,000		
役員報酬						
退職給付費用						
福利厚生費						
(2) その他経費			270,000		60,000	330,000
通信費	10,000			10,000		
旅費交通費	230,000					
施設等評価費用						
減価償却費						
防災用品仕入				30,000		
消耗品費	20,000			20,000		
ボランティア障害保険	10,000					
事業費計			270,000		250,000	520,000
2 管理費						
(1) 人件費			0		0	0
役員報酬						
給料手当						
退職給付費用						
福利厚生費						
(2) その他経費			10,000		3,000	13,000
消耗品費	10,000			3,000		
水道光熱費						
通信運搬費						
地代家賃						
旅費交通費						
減価償却費						
管理費計			10,000		3,000	13,000
経 常 費 用 計			280,000		253,000	533,000
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			35,000		47,000	82,000
【C】 経 常 外 収 益						
固定資産売却益						
過年度損益修正益						
経 常 外 収 益 計			0		0	0
【D】 経 常 外 費 用						
固定資産売却損						
災害損失						
過年度損益修正損						
経 常 外 費 用 計			0		0	0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			0		0	0
経 理 区 分 振 替 額・・・③			47,000		-47,000	
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②+③・・・④			82,000		0	82,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤						70,000
設立時正味財産額・・・⑥						0
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ④－⑤+⑥						12,000

設立・定款変更用

9年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人災害ボランティア支援団体ブンジ
(単位：円)

科目		特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
		金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
【A】 経 常 収 益						
1	受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	15,000	15,000		0	15,000
2	受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	200,000	200,000		0	200,000
4	事業収益 被災地のボランティア活動支援事業 災害の救援活動事業 防災に関する正確な知識を持つための継続的な防災知識の普及事業 家屋等清掃作業 防災用品販売	30,000 30,000 30,000	90,000	230,000 50,000	280,000	370,000
5	その他の収益 受取利息		0		0	0
経 常 収 益 計			305,000		280,000	585,000
【B】 経 常 費 用						
1	事業費					
(1)	人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費		0	190,000	190,000	190,000
(2)	その他経費 通信費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 防災用品仕入 消耗品費 ボランティア障害保険	10,000 220,000 20,000 10,000	260,000	10,000 20,000 30,000	60,000	320,000
事業費計			260,000		250,000	510,000
2	管理費					
(1)	人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費		0		0	0
(2)	その他経費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 減価償却費	10,000	10,000	3,000	3,000	13,000
管理費計			10,000		3,000	13,000
経 常 費 用 計			270,000		253,000	523,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			35,000		27,000	62,000
【C】 経 常 外 収 益						
固定資産売却益 過年度損益修正益						
経 常 外 収 益 計			0		0	0
【D】 経 常 外 費 用						
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損						
経 常 外 費 用 計			0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0		0	0
経理区分振替額・・・③			27,000		-27,000	
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④			62,000		0	62,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤						70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥						12,000
次期繰越正味財産額④－⑤+⑥						4,000

特定非営利活動法人災害ボランティア支援団体 ブンジ 設立趣旨書

近年、地震・豪雨・台風などの自然災害は全国各地で頻発し、その被害は地域社会に深刻な影響を及ぼしています。被災地では、行政による支援だけでは十分に行き届かない部分が多く、迅速かつ柔軟な対応が求められています。

こうした状況の中で、被災者一人ひとりに寄り添い、生活再建への道を共に歩むためには、地域や分野を超えた協力体制と、継続的に活動できる基盤が不可欠です。私たちは、災害発生時におけるボランティア活動の調整、支援物資や情報の円滑な流通、そして被災地の声を社会に届ける役割を担うべく、本法人を設立することとしました。

私たちは、平時からのネットワーク構築と、災害時には迅速なボランティア支援をし、それによって現地支援を行えるよう、また、被災地の復興過程においても、長期的な伴走支援を行い、地域の自立と再生を後押することを目的とします。

その他任意団体では助成金申請や寄付の受け入れが難しいため、法人格があることで資金調達やネットワークの幅が広がるというメリットがあると考えられ、災害時だけではなく、その時の為に準備、装備、ネットワーク等の活動の継続ができるよう費用面に関しても重要な要素と考えました。

さらに被災者支援では、透明性と信頼性が求められ、よってNPO法人は情報公開義務があり、社会的信頼を得やすい点が大きな理由です。

2011年3月11日東日本大震災が発生した、その後にがれき等の撤去の為、国分寺市が福島県に応援に行くとの事で、ごみ収集車を国分寺市に1台貸しだし、同時にボランティア活動の為に1名が現地入りしがれきの撤去等の活動を行った。

2024年1月 能登半島地震発生した、同年6月に石川県七尾市へ廃棄物用トラック1台と2名を派遣し、ボランティア活動をした。

2025年6月 石川県七尾市へ廃棄物用トラック1台と2名を派遣しボランティア活動をした。

上記ボランティア活動をともし、公的な応援が終了したのも関わらず、支援が必要な被災住民が多くあり、その支援を民間のNPO法人で活動するボランティアの方々が懸命に活動していた姿を見てボランティアの重要性を改めて認識し、災害ボランティア支援団体の設立を考えました。

申請に至るまでの経緯

2025年3月特定非営利法人ボランティア支援団体ブンジの設立を構想

2026年3月特定非営利法人ボランティア支援団体ブンジの設立を有志で確認

2026年3月発起人会開催

2026年8月特定非営利法人ボランティア支援団体ブンジの設立総会を開催

令和 8 年 8 月 14 日

設立代表者
氏名

中 島 厚